

計画名	第三次館林市環境基本計画の一部（R2.3策定）		
提出機関名	館林市	対象地域	館林市全域
メイン課題	水質改善、水利用、地下水、貯留・涵養、水辺空間、水文化、地球温暖化、教育・普及啓発、人材育成		
計画概要	古来、人々の生活と生産活動を支えてきた市に点在する大小の沼池「里沼」を保全し、里沼の多様な恩恵を取り戻すとともに、循環型社会を構築することを目指す計画。		
計画の特徴	館林市は、利根川、渡良瀬川に挟まれた低湿地帯で、大小多くの「里沼」が点在し、「里沼」が館林市の経済や社会を形成。本計画では、特に、都市化や生活雑排水の流入により悪化した「里沼」の水環境を改善するため、沼や湿地の保全管理、水質改善活動などを推進。		



計画対象地域（館林市全域）

【実施体制】		館林市環境審議会（計画策定主体）			
地方公共団体	都道府県	○	○施策体系 望ましい環境像 人と里沼が 夕暮れ、朝に タグと水鳥の 往来するまち		
	政令指定都市	-			
市区町村	○				
国の地方支分部局	-				
有識者	○				
事業者	○	基本目標 自然と水辺の美しいまち 安心して暮らせるまち 緑潤う快適なまち 低炭素と循環型のまち 自らが行動するまち			
団体（NPOなど）	○	施策 <1>ふるさとの緑や農地を守る <2>水辺環境を守る <3>水資源を守る <4>生きものの多様性を守る <5>自然とのふれあいを創造する <6>空気のきれいさを確保する <7>水のきれいさを確保する <8>まちの静けさを確保する <9>まちの清潔さを確保する <10>まちの安全を確保する <11>緑とのふれあいを高める <12>美しさゆとりを高める <13>まちなかの快適さを高める <14>再生可能エネルギーの導入を推進する <15>省エネルギーを推進する <16>循環型社会を形成する <17>低炭素なまちを形成する <18>コンパクトなまちを形成する <19>気候変動に適應する <20>環境への理解を深める <21>環境の学びの場を育む <22>環境の活動の場を広げる			
住民	○				
その他（ ）	-				

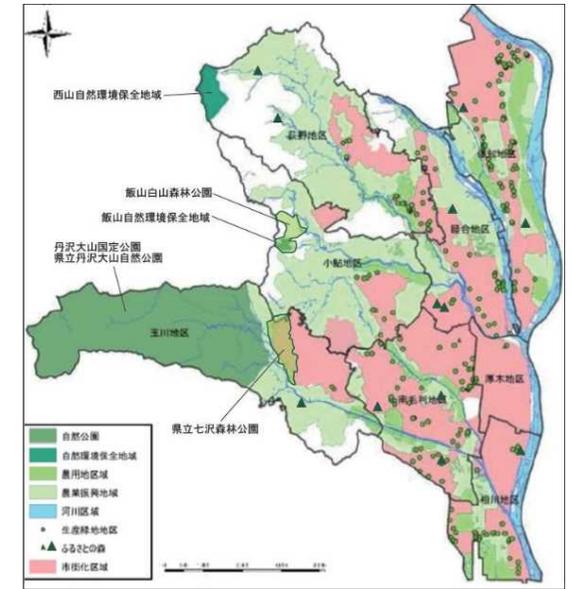
○重点プロジェクト

○計画の推進体制

環境への取組は、市民や事業者の日常生活や事業活動に深く関係していることから、市民や事業者一人一人が自らの問題としてとらえて行動し、市を含めて互いに協力・連携して取り組みを推進。広域的な環境施策については、県や周辺自治体等との連携・協力して推進。

【新規】「第5次厚木市環境基本計画」の一部の概要

計画名	第5次厚木市環境基本計画の一部（R3.3策定）		
提出機関名	厚木市	対象地域	厚木市全域
メイン課題	水質改善、貯留・涵養、生態系、水辺空間、地球温暖化、教育・普及啓発		
計画概要	「環境に優しく、自然と共生するまち」という望ましい環境像の実現に向けて、「持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現」、「自然と共生した魅力ある都市の実現」、「安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現」、「環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進」という4つの基本目標の達成を目指す計画。		
計画の特徴	厚木市の東側は相模川が流れる都市的地域で、西には丹沢山地が広がる。山地から市街地との間には里地里山が広がり、多様な自然環境が形成。特に、このような里地里山とその多面的機能を保全するため、森林整備等の取組。		



計画対象地域（厚木市全域）

【実施体制】		厚木市環境審議会					
地方公共団体	都道府県	○	○施策体系	環境像 環境に優しく、自然と共生するまち	基本目標 基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現 基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現 基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現 基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進	基本施策 Ⅰ-1 気候変動の影響把握と適応の推進 Ⅰ-2 エネルギーを有効活用する社会の構築 Ⅰ-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進 Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及 Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生 Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出 Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進 Ⅲ-2 地域美化の推進 Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保 Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進 Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施 Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援	○計画の推進 計画は、市民、環境保全等活動団体、事業者、市が推進主体となり、個々に、又は協働で取組。施策や事業の実施に当たっては、これらの推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のネットワークを構築しながら計画を推進。 取組実績については、厚木市環境審議会が点検・評価を行い、提言を行うことで、PDCAサイクルに沿って進行管理。
	政令指定都市	-					
市区町村	○						
国の地方支分部局	-						
有識者	○						
事業者	○						
団体（NPOなど）	○						
住民	○						
その他（ ）	-						

【新規】「第3次大府市環境基本計画」の一部の概要

計画名	第3次大府市環境基本計画の一部（R3.3策定）		
提出機関名	大府市	対象地域	大府市全域
メイン課題	水質改善、水インフラ、生態系、水辺空間、教育・普及啓発		
計画概要	「人と自然が共生する 未来輝く健康都市」という環境将来都市像を実現するためには、市民一人一人が環境を守るための行動を日常的に行うことが重要であることから、「一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、学び、気づき、そして行動する市民を育む」を基本理念とする計画。		
計画の特徴	大府市は、現在の人口が増加傾向にあり、人口の増加や都市化の進展により、水質汚濁など身近な生活環境の問題が顕在化するとともに、農地やため池等の減少が懸念。このような問題に対応するため、ため池、河川、農地の保全や下水道整備等を推進。		



計画対象地域（大府市全域）

【実施体制】		大府市環境審議会（計画策定主体）	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○基本方針・基本施策の概念</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	<p>○取組の進行管理</p> <p>《基本方針1》持続可能なくらしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 【基本施策①】安心・安全・快適な生活環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 単位施策1 環境基盤の醸成 単位施策2 マナー・モラルの向上 <p>《基本方針2》学びあうみらいの人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 【基本施策①】地域協働・人づくり <ul style="list-style-type: none"> 単位施策1 環境学習・環境教育の推進 単位施策2 連携・協働による環境保全活動の推進 <p>《基本方針3》環境に配慮した社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 【基本施策①】循環型社会づくり <ul style="list-style-type: none"> 単位施策1 廃棄物の適正処理 単位施策2 連携・協働による循環型社会の推進 【基本施策②】脱炭素社会づくり <ul style="list-style-type: none"> 単位施策1 環境にやさしいライフスタイルの推進 単位施策2 環境に配慮した事業活動の促進 単位施策3 環境負荷の少ないまちづくりの推進 【基本施策③】自然共生社会づくり <ul style="list-style-type: none"> 単位施策1 生物多様性への理解促進 単位施策2 多様な生態系の保全 単位施策3 水と緑のネットワークづくり
有識者	-		
事業者	○		
団体（NPOなど）	○		
住民	○		
その他（ ）	-		
		<p>○推進体制</p>	
		<p>○進行管理</p> <p>環境マネジメントシステムを活用し「Plan（計画）」「Do（実践）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」のPDCAサイクルを回し、進捗管理を進めるとともに、大府市環境審議会に適宜報告しながら継続的に改善。</p>	

【改定】品川区水とみどりの基本計画・行動計画（R元年度 確認・公表）

計画名	品川区水とみどりの基本計画・行動計画 (H.24.6策定、R4.3更新)		
提出機関名	品川区	対象地域	品川区全域
メイン課題	水質改善、水利用、湧水保全、水インフラ、地域振興、貯留・涵養、水環境（水量）、治水、生態系、水辺空間、水文化、教育・普及啓発、人材育成		
計画概要	「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指し、緑地の保全及び緑化の推進や、河川・運河などの水辺空間や湧水などの水循環の保全や活用など、水とみどりに関する総合的な計画。		
計画の特徴	品川区には、歴史を伝える貴重な水とみどりが残されている一方、水辺の歩行空間や公園なども新たに整備。このような河川、運河、船着場等の水辺空間を活かしたにぎわいづくりや、都市型水害対策や湧水保全等を総合的に推進。		



計画対象地域（品川区全域）

【改定内容】 関連計画等との整合を図るとともに、事業の進捗状況、成果を総合的に評価するため、「きれいさ」、「量」、「活動・活用」の3つの視点から、「水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50%」、「親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50%」、「区有船着場の利用回数 450回/年」という数値目標を設定。

【実施体制】		水とみどりの基本計画・行動計画推進会議													
地方公共団体	都道府県	-	○施策の内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる</td> <td>防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮</td> </tr> <tr> <td>基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する</td> <td>水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備</td> </tr> <tr> <td>基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす</td> <td>水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用</td> </tr> <tr> <td>基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる</td> <td>特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保</td> </tr> <tr> <td>基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む</td> <td>水とみどりの意識啓発 水とみどりを育てる担い手の育成 水とみどりを育てる活動の支援</td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	施策	基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる	防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮	基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する	水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備	基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用	基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる	特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保	基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む	水とみどりの意識啓発 水とみどりを育てる担い手の育成 水とみどりを育てる活動の支援
	基本方針	施策													
	基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる	防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮													
基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する	水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備														
基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用														
基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる	特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保														
基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む	水とみどりの意識啓発 水とみどりを育てる担い手の育成 水とみどりを育てる活動の支援														
政令指定都市	-														
市区町村	○														
国の地方支分部局	-														
有識者	○														
事業者	○														
団体（NPOなど）	○														
住民	○														
その他（ ）	-														

○計画の推進体制
区民、事業者・NPO、自治会や商店街等と行政の連携・協力による協働のまちづくりにより、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、将来像の実現を図る。

